平成28年度 第2回 埼玉県福祉のまちづくり推進協議会 結果概要

- 1 日時 平成29年2月16日(木)午前10時~正午
- 2 場所 さいたま共済会館 602会議室
- 3 出席委員

髙橋委員、國松委員、勝又委員、玉水委員、千葉委員、

中野委員、荻原委員、金川委員、山元委員

出席: 9名 欠席: 2名

- 4 配布資料 別添のとおり
- 5 会議概要
- (1)議事
 - ① 平成28年度事業報告及び平成29年度事業計画
 - ② 平成29年度策定予定の福祉関係計画について
 - ③ 点字ブロックの点検について
 - ④ 「駅ホームにおける安全性向上のための検討会」 中間とりまとめについて
 - ※ 主な内容は別紙「議事概要」のとおり。

議事概要

1 平成28年度事業報告及び平成29年度事業計画

《事務局》

関係各課から資料1に基づき説明

《髙橋会長》

それでは質疑をお願いしたいと思います。どうぞ、國松さん。

《國松委員》

國松と言います。よろしくお願いします。

普及啓発事業の「ウ」でマークのことがありますが、国際基準のマークと不都合が生じているようなものがあったら、教えていただきたいと思います。

それから、次の「エ」、建築士さんのことですが、毎年全然変わらないなって見ているんですが、法令説明は当然の話だと思うんですが、まちづくりというのは、スパイラルアップがすごく大事だと認識しているので、その先に進めるような、想像力を高めていくようなお話もこの中で扱っていただけたらと思います。

それから、2の関連事業でバリアフリー基本構想の話があります。 これは実績を見ると、ほとんど変わってないし、なかなか進展がない なという状況を感じるんですが、進まない理由を関係市町村に問うて、 いろいろ情報を得るようなことをしているのかというのと、これを動 かしていくような話が具体的には出ていないのかどうかということを お聞きしたいと思います。

あとは、5ページの居宅改善の補助事業ですが、いままでの階段や手すりといった部分だけじゃなくて、ホームエレベーター、リフト、お風呂とか、その辺に視点を当てて考えたときに、この予算ではちょっとやりきれないんではないかな。もう少し上げるような工夫も必要じゃないのかということを感じました。以上です。

《髙橋会長》

ありがとうございました。

幾つかまとめてご質問なり、ご意見をお伺いしたいと思いますが、 ほかにはありますでしょうか。はい、勝又さん。

《勝又委員》

勝又です、よろしくお願いします。

4ページのまちづくり全般のところで、基本構想の策定に技術的に 支援を行うということですが、具体的にはどのような支援を行ってい るのか、お伺いしたいです。

あとは、8ページの県営公園における福祉のPRやバリアフリーの 安全対策ということで、高齢者や障害者に配慮したというところです が、一番私の生活で困っているのが娘のトイレで、ユニバーサルシー ト、大人の使えるトイレが、県のどこにあるのか。そういったのが一 覧で分かることがあるのか教えていただきたい。あと、この1、2年 間で増えたところがあったら教えていただきたいです。

《髙橋会長》

遠慮しないで質問していただいて結構です。ほか、ございますか。 はい、お願いします。

《荻原委員》

荻原です。県の皆様にはいろいろな点でご配慮いただきまして、ありがとうございます。だいぶ事業をやっているんだなという感想です。 四点ございます。

一つはまちづくり全般ということで都市計画課さん。先ほど國松さんからも話がありました。その他の市町村において、呼び掛けをしているのかどうか。また 29 年度計画、ほかについては予定が出ていますが、何件ぐらい予定があるのか書いてありませんので、教えていただきたい。

二点目は建築物、建築安全課さん。836 件、素晴らしい実績だと思いますが、昨年度は何件ぐらいあったのかを教えていただきたいと思います。

三点目ですが、8ページの公園、公園スタジアム課さん。配慮した というのはどんな配慮をしたのか、私には全然分かりませんので、教 えていただきたい。

そして最後ですが、バリアフリーの安全対策、道路環境課さん。県は、いろいろと実施していただいていますが、われわれとすれば国でも県でも関係なく、引き続きバリアフリーをしていただきたいので、国への呼び掛けをお願いしたいと思います。以上です。

《髙橋会長》

ありがとうございました。ほかにございますでしょうか。

《山元委員》

越谷市障害福祉課の山元です。いつも大変お世話になっております。 二点、参考に聞かせていただきたいのですが、障害者用駐車場のマナ ーアップの関係です。

28 年 12 月の私どもの定例市議会におきまして、ちょうど市議会議員から障害者用駐車場の適正利用の促進という質問がございました。 28 年の実績のところにありますように、1都3県が今回共同ポスターということで、確か千葉県が適正利用の調査を行ったというような背景があったかと思いますが、これまでに埼玉県で、障害者駐車場の適正利用の調査を実施したことがあるか。

それから2ページ目の広報手段による普及啓発の部分で、非常に参 考になると思ったのですが、県の封筒に標語を刷り込んでいるという ことですが、これは全庁使用と考えてよろしいのか。二点お願いいた します。

《髙橋会長》

それでは、最初に國松さんから四点ありました。そして勝又さん二点、荻原さん四点、山元さん二点ということで、それぞれ少しずつ重なっているものもあります。それはまとめてお答えいただければと思いますが、よろしくお願いいたします。

《事務局(福祉政策課)》

普及啓発の関係で福祉政策課から、まとめてご回答いたします。

まず國松委員の障害者マークについて、国際基準のマークと、いま私どもで普及啓発しているマークと、何か不都合があるものはないだろうかというご質問でした。基本的には既存のマーク8つを普及啓発しております。それぞれ歴史が長いものでありまして、国際基準になっているマークも入っていますが、国際レベルのマークと不都合があるというものは、特にないと考えております。それぞれまだ認知度があまり高くないという現状がありますので、引き続き普及啓発に努めていきたいと考えております。

建築士のセミナー関係で、もっと先に進むような話をすべきではないかというご意見をありがとうございます。セミナーですが、各団体で開催しており、法律改正などの話の後に県庁各課で、セミナーで説明したいことがあれば直接話したり、チラシを配ったりという機会を設けていただいています。私どもも条例や届出の説明だけではなく、例えば駐車場を整備する際の青色塗装の意義や多機能トイレの機能分

散の話など、新しい話題も盛り込みながら説明をしていきたいと考えております。

勝又委員の、県のバリアフリーのトイレの一覧があるかという質問ですが、県の公共施設でまとめたものは、ない状況です。進んでいる自治体では、トイレマップを作っているところがありまして、今日、山元課長に来ていただいていますが、越谷市は市内の公共施設の多機能トイレがどこにあるかと、どんな多機能トイレになっているかというトイレマップを作っています。いまは自治体ごとにバラバラの状態というのが現状です。

山元委員にご質問いただきました障害者用駐車場の調査についてですが、県では平成23年度に実施をしたことがあります。商業施設などで実地調査をし、適正利用の状況について調査しました。

次に封筒についてですが、封筒は県庁全体で使っているもので、20万枚ぐらい作っていますので、県全体で広く使われている状況です。こちらは各課からの希望が高いので、また継続して印刷の希望は出していきたいと思っていますが、次がいつになるかは分からないという状況です。福祉政策課に関係するご質問については以上です。

《髙橋会長》

それでは都市計画課。

《事務局(都市計画課)》

都市計画課です。バリアフリー基本構想策定支援について、四点質問があったかと思いますので順次お答えします。

まず一点目は、なかなか進展がない理由は何かという質問です。これについては、国が毎年県を通じて各市町村にアンケート調査を行っております。その中で、ほとんどのところから出されているのが財源的な理由。財源の確保が困難で、なかなか厳しいというのが回答として挙がっています。

二点目は、今後予定する市町村の動きがあるのかという質問です。 これについても、先ほどの国のアンケート調査の中で、今後の予定を 調査していますが、現時点では、県内で予定しているところはないと いう状況です。

三点目、技術的支援とは具体的に何かという質問です。これについては、明確にこれだというものはなく、市町村の要請を受けて、さまざまな相談に応じて県で支援していくというものです。具体的には、例えば、市町村が基本構想を策定する場合には、たいてい協議会を設

けますので、そこに県も参加するなどです。また、各種情報、全国や 県内のほかの市町村の状況を知りたいということであれば、県で情報 提供をする、国への調整が必要であれば必要に応じて県で行うなど、 各種の相談への対応です。

四点目は、市町村に呼び掛けをしているのかという質問です。県としましても、毎年会議などを通じまして市町村に情報提供を行うとともに、基本構想策定について働き掛けをしております。以上です。

《髙橋会長》

ありがとうございます。

そうしましたら次は、居宅改善でいいでしょうか。

《事務局(障害者福祉推進課)》

國松委員からご意見がございましたが、ホームエレベーターやリフトについては、現在も補助対象にはなっています。お話があったように、いまの基準額につきましても、今後検討を図っていきたいと考えています。以上です。

《髙橋会長》

荻原委員からの質問が残っていると思います。国への要請と、スタジアムの関係のことがありました。

《事務局(道路環境課)》

道路環境課です。

バリアフリー安全対策事業そのものは、既存の道路の中で整備をするという、予算の中で、特別の枠で県の事業としてやっているものです。道路に関しては、委員がおっしゃるとおり、国が管理する道路、県が管理する道路、市町村が管理する道路として分かれております。道路環境課としては、県が管理する道路についてバリアフリーに配慮した事業を行っているということで、これに対して県から国に要請することは、やる立場ではないということでやっておりません。

ただ、バリアフリー安全対策事業を載せていますけれども、道路の整備に当たってはバリアフリー法に基づいて、国からガイドラインが出ています。例えば歩道の幅員は2メートル以上とする、マウントアップという上がったかたちにしない、段差や波打ちにならないようにする、また点字ブロックはこういうかたちでやりなさいなど、それぞれガイドラインが出ていて、バリアフリー関係の事業に限らず、道路

を新設、改良、歩道を設置する事業など、通常の道路改良事業においても、国も県も市町村も基本的にはガイドラインに従って整備をしていくということになっています。

あと、後ほど説明いたしますが、点字ブロックの関係で、全般的な要請やいろいろ配慮してくださいということであれば、福祉のまちづくり条例を所管する福祉政策課から、各市町村、国、県では県土整備部に依頼をするのが一番素直かなと思っています。以上です。

《髙橋会長》

あと、荻原さんから昨年度の建築の届出について。

《荻原委員》

建築安全課さんですが、去年との比較ということと、あと公園スタジアム課さんの具体的な配慮とは何なのか。

《事務局(建築安全課)》

建築安全課です。

27 年度の福祉のまちづくり条例に基づく届出の実績ですが、1018 件です。過去5年についても、1000 件を超える届出を受理しているという状況です。以上です。

《事務局(公園スタジアム課)》

続きまして公園スタジアム課です。三点を順番にご回答させていた だきます。

最初に、ユニバーサルデザインされたトイレの一覧表があるのかということですが、トイレだけの一覧表はない状況です。その代わり公園スタジアム課では、毎年埼玉県の都市公園という冊子を発行しています。県政情報センターで、有償で販売しています。県営公園について、それぞれの詳細な情報が載っているものになっています。こちらをよろしければご確認いただければと思います。

二点目、トイレが増えた箇所があるのかということですが、平成 28 年 4 月 1 日付けで新しく公園の面積が増えた場所があります。まつぶし緑の丘公園としらこばと公園です。それぞれ増えた区域の中に新しいトイレが含まれています。

三点目ですが、高齢者等に配慮したというのはどういうことかということで、まず大前提として、福祉のまちづくり条例の各項目について満たすように整備をしています。さらに、年配の方々などがいらっ

しゃるときに、休憩するスペースが足りないというような場合がありますので、しらこばと公園に大規模な休憩者施設を整備する予定です。 そのほかに各公園の遊具について、老朽化などで危ない遊具もありますので、子供達に安全に使ってもらうため、順番に改修工事を実施しています。以上です。

《髙橋会長》

ありがとうございました。

ご質問について回答していただきましたが、いまのでよろしいでしょうか。國松さん、ありますか。

《國松委員》

基本構想のことですが、内容は分かりましたが、全国的にはどれぐらい作られていて、全国的にもそういう止まった状態にあるのかというのもお聞きしたいな思いました。以上です。

《事務局(都市計画課)》

都市計画課です。

限られた資料の中で回答しますので不完全かもしれませんが、基本 構想を策定した全国の市町村の数が 288 市町村という数字があります。 これは先ほどお答えした国の調査でして、平成 28 年 3 月 31 日現在の 数字です。

それと全体のトレンドはどうなっているのかという話ですが、資料がないのですが、全国的には増えていたと思いました。確かではないので申し訳ございません。以上です。

《髙橋会長》

よろしいでしょうか。

私もいろいろと質問したい点がありますが、先に全体の議事を行わないといけないので、進めさせていただきたいと思います。

《事務局(福祉政策課)》

すみません、訂正をいたします。先ほど山元委員のご質問にありました県の障害者用駐車場の調査の実施時期ですが、平成 23 年度と回答しましたが、正確には 23 年度にほかの自治体へヒアリングなどの調査をしまして、実地調査については 24 年度に実施しました。調査としては、23 年度と 24 年度に実施したという状況です。

《髙橋会長》

ありがとうございます。

《千葉委員》

封筒にマークを入れたというお話でしたが、これは県だけでなく、 市町村もやっていますか。

《事務局(福祉政策課)》

市町村も有料広告などを含めて、封筒にPR欄を設けているところもありますので、やっている自治体もあるのではないかと思いますが、 正確に把握はしていません。

《千葉委員》

一般の家庭だと市町村の封筒を見る機会が多いので、市町村にもこういう提案をしていただければと思います。

《髙橋会長》

よろしいでしょうか。

《山元委員》

いまの千葉委員のご質問、私が先ほど質問したのは、これを持ち帰って、越谷市としても取り組みたいということで、参考にさせていただきたいと思って聞いたところです。

《髙橋会長》

ありがとうございました。

2、3、コメントだけさせていただきたいと思います。まず基本構想については、国もガイドラインを27年度に見直し、改訂したものを国交省のホームページ等で公表していると思います。私、委員長を務めさせていただきましたが、全国的に見ますと、ちょうど17%台ぐらいまでになっているという、そういうレベルなんです。

3月からは、基本構想の問題についてもう一度考えようということで、来年度、移動等の円滑化基準の改定をしていきますので、委員会がセットされます。

これは先ほどの駐車場関係もそうです。埼玉県は先ほど 24 年度に調査したとのことでしたが、ほかで行われているパーキングパーミット

制度を、どちらかというと導入したくないような調査結果を出しているんです。首都圏みんなそうなんですが、3月から国交省で委員会が持たれますので、パーキングパーミット制度を全国に展開しようという動きがあるので、もう一度考え直さなければいけないかもしれません。

基本構想については、国も何度も調査をしていますけど、やっぱり首長さんの理解が一番重要かなと思います。先ほどの財政的な問題があるとか、あるいは担当者の問題とか、いろいろな部分があるんですが、お金をどういうふうに配分してバリアフリー化を進めるかということになるかと思いますが、いま一度努力をする必要があるのかなという感じがしています。

やはり基本構想で重要なのは協議会、このような協議会の場があって、そこに各市町村が、障害を持っている人達の当事者や事業者などと一緒に参画できるんです。そこは福祉のまちづくり条例を持っているところはできるんですが、そうでないと、そういう場がないんです。あと、障害者の計画の審議会のようなところでもバリアフリー関係が語られますが、ほとんど報告で終わりという状況です。福祉のまちづくりを進めるためには、やはり基本構想が重要だと感じています。

それから、サインの話がありましたが、これも東京オリンピック・パラリンピックに向けて、サインを見直す協議会ができています。交通エコロジー・モビリティ財団で進めていまして、来年度に追加の整理をするということです。

ここの中であえて言うと、耳のマークは、ある一団体のものなんです。全日本ろうあ連盟が新たなマークを提案しています。埼玉県もろうあ連盟の支部がありますから、そちらに指示が来ているかと思います。これを国のJISにできないかという議論も出てきています。耳のマークは全国難聴者・失聴者の団体のマークなので、一団体のものなんです。その辺のことが、今後少し議論されるかもしれません。

ISOの基準になっているのは、視覚障害者が白杖を持っているものと、車椅子シンボルマークで、あとは全部日本独自のマークですので、オリンピック・パラリンピックに向けてどうするか。補助犬やオストメイトのマークなんて、ほとんどほかの国はないんです。認知調査をやりますとアジアの国々でも日本しか知らない。日本のオストミー協会の人達も、会員がみんな知っているかというと認知率は非常に低いです。私どもでも協会と連携してましたので。

もう一度調整をしなければいけない時期が埼玉県でも来るかもしれません。県だけではなく全国的な動きになるかと思いますので、いろ

いろとご検討いただければと思います。

あと、國松さんからご質問がありましたが、居宅改善整備事業が、 時代が変わってしまったので、どうするかということですね。もちろ ん県の財政もあるので、それぞれ 12 万円以上のものを負担できるかと いうことなので、なかなか大変かと思いますが、ここをどうするかと いうのは、これから重い障害を持っている人達が地域で生活をしてい くために、非常に重要な基盤になっていくので、これは再検討が必要 でしょう。障害者福祉推進課の人達にお願いをしたいということです。 さまざまなユニバーサルデザインシート、大型のベッドですね、こ のトイレマップはすぐに作れるので、県のそれぞれの公園の事務局、 指定管理者になっているかもしれませんが、そこから情報を集めて、 それをホームページに掲載することは難しくないので、できればすぐ に実行に移していただきたいです。

要望があって、一気にはできませんけれども、少しでも改善できるところは改善していく、そういう手段を講じていただけないかとお願いしたいと思います。

2 平成29年度策定予定の福祉関係計画について

《事務局(福祉政策課、障害者福祉推進課)》 福祉政策課及び障害者福祉推進課から資料2に基づき説明

《髙橋会長》

ありがとうございました。

関連の報告をしていただきましたが、こちらについて質問等はありますでしょうか。よろしいでしょうか。

(質問等なし)

3 点字ブロックの点検について

《事務局(福祉政策課、道路環境課)》 福祉政策課及び道路環境課から資料3に基づき説明

《髙橋会長》

ありがとうございました。大変いいことだと思います。

こちらについて、ご質問、ご意見等ありますでしょうか。

点検はどういうかたちでやるんでしょうか。視覚障害を持っている 方々に参加していただけるんでしょうか。

《事務局(道路環境課)》

一部では可能かと思いますが、現場の歩道を歩いて見ていかないと、 点検はできないと思いますので、全ての箇所について一緒に参加して やるというのは、ちょっと現実的ではないのかなというところでござ います。

例えば特定道路でこの経路について一緒に見て、設置の方法があまりよくないなど、そういったところを参考に意見をいただくことは可能かなというところでございます。

具体的には、職員、または業務委託をした業者が現場の歩道を歩いて破損状況を調べて、それを台帳等に記入してまとめていくという作業になるということです。

《髙橋会長》

ありがとうございます。

年度内に、その計画書を作成ということなんですね。

《事務局(道路環境課)》

はい、そうです。

《髙橋会長》

分かりました。

いま特定道路という、バリアフリー基本構想に基づく経路がお話に ありましたが、むしろそこは放っておいてもいいんですよね。

一般の道路、他の県道や市町村道路、あるいは基本構想を策定していない自治体が圧倒的に埼玉県では多いわけですから、そこをやったほうがいいです。特定道路は地元の市町村で必ず協議会があって、年に1回は進捗率を確認したり、事後検証をやっていますので、それ以外のところを中心にやったほうが、私はいいと思います。そのほうが、これから県としてどういう整備をするのか、県道も含めて大変重要なポイントだと思います。

まだこれは東京都辺りでも聞いていないので、ぜひ頑張ってやって

いただいて、時間は掛かるし、コストも掛かるかもしれませんけれど も、いい成果を期待したいと思います。

ほかはございますでしょうか。よろしいでしょうか。

4 「駅ホームにおける安全性向上のための検討会」 中間取りまとめについて

《事務局(交通政策課)》

交通政策課から資料4に基づき説明

《髙橋会長》

どうもありがとうございました。

いまの報告について、何かご質問等ございますでしょうか。國松委員、お願いします。

《國松委員》

いまの説明は分かりました。ただ、視力障害の人達がよく言われていることは、例えば一番線・二番線があって、三番線・四番線があるときに、一番線と三番線は同じ方向から列車が入ってくる感じがするわけですね。そうすると左だけが付いているというのは分かっていても、右は付いてないと、同じ方向から電車が来るので、二番線や三番線に来る音がよく分からないです。それから、一番線と四番線がまた間違いやすいんです。

事故の問題というのは、慣れた人でも勘違いというのが相当大きいらしいです。そういう意味で、左側を付けるときに右側も同時進行で付けてもらわないと、一つ向こうのホームの音がすぐ間近のところのホームだと勘違いして動くと、そのないところを踏み外してしまう感じになっちゃうんです。よくそういうことを言われます。工事関係者に、ぜひそのことをお伝えいただいて、検討していただけたらと思います。以上です。

《髙橋会長》

ご意見ありがとうございました。ほかにございますでしょうか。

青山一丁目の事故から、もう半年の間に3人の方、大阪そして蕨で、本当に近年事故が多いので、私もびっくりしているところですが、順次、整備の計画が立てられてきていますので感謝申し上げたいと思い

ます。

ただ残念なのは、JRの大宮支社の方がここのところ、ずっと会議を欠席されているので、やっぱり代理の方でも。私は東京都のまちづくり協議会の会長もやっているんですが、東京都ではまず欠席というのはないんです。代理の方を必ず出してきています。

埼玉県としても、もうちょっと強く言っていいと思います。こういう大事な議論をする場なので、いろいろな県民の方が来て、事業者の方々も来ているわけです。鉄道事業者にとって、埼玉県の議論は大したことがないと軽んじられているという証しです。大宮、浦和、さいたま新都心など本当に中核的な駅があるので、やっぱりしっかり言っていかないといけないと思います。ぜひよろしくお願いしたいと思います。

ほかに何かございますでしょうか。

5 その他

《髙橋会長》

そうしましたら、議題としては、だいたい終わったところですが、 もし何かご質問等ありましたら。國松委員、お願いします。

《國松委員》

ちょっと話が長くなるかと思って遠慮しましたが、あと三件あったんです。資料1の7ページをご覧いただきたいんですが、③のバスの活性化事業のところは、漢字が違っているのがあるんです。28 年度の実績見込みや29 年度のところの6者、7者というのは、これは会社の社ですね。これは前回も指摘されたんです。それが直ってないというのはちょっと安易すぎるので、すぐ直したほうがいいと思います。

それから次の8ページですが、道路のところで、最近特に思うんですが、法令との関係もありますが、自転車の問題です。自転車は車道ということになっているんですが、日本の場合、歩道で歩行者と自転車が危ない状況にあると。でも、車道だと自動車と自転車がやっぱり危ない状況にあるんです。

自転車は歩道を走っているというのが実態なんです。だから、これをそのままにしておいていいのかという感じがするんです。やむを得ないなという気もするんだけど、法令でちゃんと定まっているんだから、法令に従った環境を作らないといけないと思うんです。その環境

は依然として遅れているなという感じがするんです。

車両というなら、車道を安全に走るような状況にしてもらわないと、 自転車はかわいそうかなと。歩行者から煙たがられて、車からはおび えてという感じで、これを何とかしていただくことが必要かなと思い ます。

それから9ページです。ユニバーサルデザインのことですが、ここにある研修会は私達が出ることはできるんでしょうか。以上です。

《髙橋会長》

三点ありましたので、順番でいいと思います。者と社はどういうふ うに使い分けていらっしゃるか、それを説明してもらえれば。

《事務局(交通政策課)》

交通政策課です。

バス事業者の者が者という字でしたので、この字でよろしいかと思っていましたが、会社の社のほうがよろしければ、そちらに修正します。

《國松委員》

前回も言ったんですよ。だから直っていない理由はどういうことなのかなと。事業者の者と、会社の社はどうなっているのかなと、ちょっとはっきりはしないんだけど、前回は会社の社でしょうと指摘を受けた。

《髙橋会長》

これは確認していただきたいと思います。国や自治体ごとに違うということはないと思いますので、お願いいたします。

あと道路管理になるかと思いますが、自転車の整備の問題ですね。

《事務局(道路環境課)》

道路環境課です。

國松委員ご指摘のとおりでして、いま埼玉県では自転車通行空間の整備ということで、昨年7月に国で自転車通行空間のガイドラインというものが、改訂されたものが出まして、それに基づいて県でも、駅周辺を中心に自転車や歩行者、自動車が多いところを中心に、最近そこの17号にもありますが、まずは車道の左側に青いレーン、自転車専用通行帯ですとか、道路の幅が取れないとこについては、矢羽根型と

いって、自動車の運転者に認識してもらうための表示も今後整備を進めていく予定です。

まだ距離は少ないですが、今後推進していくということで、いま取り組んでいます。

《事務局(文化振興課)》

文化振興課です。

この研修会については、特に参加者を限定しているわけではありませんので、参加することは可能です。

開催通知は、県庁内、あとは市町村、建築士会、社会福祉協議会、 県の指定出資法人、市町村の中学校などにチラシを送付するとともに、 県のホームページにも載せていますので、ぜひ参加していただければ と思います。以上です。

《髙橋会長》

よろしいでしょうか。広報はされているということですね。 分かりました、ありがとうございます。ほかは、いかがでしょうか。 私のほうから何点か、よろしいでしょうか。

最初に4ページ、資料1ですが、件数は836件ですが、適合状況について教えていただきたいんです。昨年度と今年度の適合状況ですね。

《事務局(建築安全課)》

適合率につきましては、だいたい2割から3割の間です。23%ぐらいになっています。

《髙橋会長》

今年ですか。

《事務局(建築安全課)》 昨年度です。

《髙橋会長》

今年はまだ。

《事務局(建築安全課)》

今年はまだ集計は取っていません。

《髙橋会長》

暫定的には出てないですか。

《事務局(建築安全課)》

はい、まだ正確な数字は出ていません。

《髙橋会長》

ありがとうございます、結構です。

それから5ページの居宅改善整備事業で見込みが32件ということですが、自治体が負担しなければいけないので、熱心な自治体とそうではないところが毎年同じなんでしょうか。

《事務局(障害者福祉推進課)》

基本的には市町村で実施している事業になりまして、また、この工事についても一生涯に1回のみなので、ばらつきがあります。

《髙橋会長》

一生涯1回の縛りがあったんでしたかね。

《事務局(障害者福祉推進課)》

県の補助に関しましては一生涯に1回のみです。

《髙橋会長》

なるほど。介護保険と同じようには、なっていないわけですね。勝 又さん、お願いします。

《勝又委員》

一生涯に1回というのは、例えば引っ越しをした場合は適用外ですか。

《事務局(障害者福祉推進課)》

市町村によっては認めているところもあるかもしれませんが、県の 補助対象としては、お一人につき一度しか補助はしておりません。

《髙橋会長》

ありがとうございました。

それからもう一点、6ページの公共交通機関の段差が解消された駅ということで、1日平均利用者が3千人以上とありますが、現在3千人未満の駅というのは、どのぐらいあるんですか。無人駅か否かは別ですが、分かりますか。

《事務局(交通政策課)》

3千人未満の県内の駅は60駅あります。

《髙橋会長》

分かりました。

確か昨年度、国交省が全国の無人駅の調査、バリアフリーの調査を していたかと思いますが、報告や資料提供はないですか。ホームペー ジ等でたぶん出ているのではないかと思います。

《事務局(交通政策課)》

確認をしてみたいと思います。

《髙橋会長》

分かりました。結構です。

乗降客数があるところはバリアフリー化されていきますが、無人駅が全国的に問題になっていまして、これは首都圏でも結構あるわけなんですが、むしろ高齢化しているエリア、例えば秩父だとか、そういうところはバリアフリー化が非常に重要になってくるので、そういうところも少し関心を持ってチェックをしていただければと思います。 私からは以上ですが、ほかにございますか。はい、勝又さん。

《勝又委員》

うちの娘が重度の障害がありまして、いま小学校4年生、今度5年 生になるんですが、体も大きくなりまして、車椅子がぐっとサイズア ップしました。

いままででしたら車椅子のバギーで、タイヤも小さくて、普通の車椅子のサイズの大きさだったんですが、いま 1.5 倍ぐらいのサイズになって、エレベーターも結構ぎっしり、人が乗れないような感じになっていて、いま小学校4年生なので、どこまで成長するか。

パラリンピックもありますので、公共機関のエレベーターは普通の 車椅子という設定ではなく、ストレッチャー、寝ている状態、座るこ とができない状態のお友達も、この間シンポジウムが墨田区であったんですが、来られていたので、ストレッチャーまで含めた幅、エレベーターの延長機能を付けるなども含めて、普通の車椅子ではない人たちもかなり多いという前提としてほしいです。

あと、私達が集まるところは、基本、車椅子の人達が集まるので、 1個だけ障害者のトイレがあったとしても、すごく渋滞になってしまいます。高齢化社会になりますし、パラリンピックをみんなで見に行きたいという夢もありますので、トイレの充実をお願いしたいと思います。

《髙橋会長》

ありがとうございました。國松さん。

《國松委員》

今日は何だかしゃべることが多くて、すみません。ちょっとお話を させていただきたいと思います。

一つは埼玉会館の大改造の問題です。もう正直言って通り過ぎちゃった感はあるんですが、僕はそのまま通り過ぎてはいけないと思って 発言させてもらいます。

埼玉会館は造られて 50 年たって大改造だと言って、50 億以上のお金を使って、障害者団体が常々言ってきたバリアフリーをやってくれたところもありますが、全然手が届かなかったところがあるんですね。

それは何かといったら、障害者を単なるそこの、何ていうのかな、 大ホール、小ホールで、障害者の位置づけが非常に弱いなと思ったん です。

障害者、観客には確かになるんです。観客だから観客席の部分を少し考えていただかなきゃいけないというのがありました。それから、もう一つは障害者自身が出演者になるということです。それを考えると、楽屋や舞台にどうやって行くのかという問題があります。ここはそのままになっているんです。

大改造というのは、福祉のまちづくり条例では新築と同等と位置づけられているんです。そういうときに、そういうところを考えなかったというのは、どうなのかなと私は思っています。

50 年たってやっと大改造という話ですから、あと 50 年待てという話なんですね。それはおかしいと思っているんです。先ほども言ったんですが、スパイラルアップというのは、まちづくりには欠かせない理念、考え方なんですね。そういうところで考えていただかないと、

なかなか進展していかない問題だと思うんです。

外国ではそういうところも出てきているんです。車椅子の人がいつでも檀上に行ける状況とかを考えると、この部分が遅れているなと思っているんです。ぜひとも今後の問題として、そのまま受け取ってほしいなと思っているんです。

これは県の象徴的な公共施設ですよね。そういう大改造するという話がここで全然話も出なかったというのも、不思議だなと思っているんです。

例えば学校で言えば、学校は生徒だけのものにはなってはいけないんだというのは、いろんな意味で分かると思うんです。そこで働く教職員で車椅子の人がいたらどうするのかという問題が出てきます。それから子供達の親が障害者だったらどうするのかがあります。地域でイベントをやるときや、災害時の避難所としてはどうするんのかという問題もありますよね。

だからもっと、一つのものを造るときに多方面からきちっと考えて対応していただかないと、進展していかないと思うんです。今後の新しい考え方をぜひ持ってほしいと思います。

もう一つは手すりの問題で、手すりは例えば階段に付いてますが、 階段は斜めになってるんじゃなくて、縦横、縦横になってるわけです。 手すりはそのまま斜めになっているんです。例えば肢体障害の人は、 手すりは単なる支えではなく、力を入れて上に上がるんですね。

最近、神奈川に研修で行ったら、階段と同じかたちになっている手すりがあったんです。ポリオの人などはすごく助かると言うんです。 縦のかたちのときは引っ張れる、横のかたちのときには下に押し下げるという。そういう機能も、手すりにも考えていったほうがいいんじゃないかなと感じました。以上です。

《髙橋会長》

ありがとうございました。

いまのお二人のご意見について、何か事務局からありますか。よろ しいでしょうか。

最初に勝又さんからお話があった、エレベーターのサイズ、県だけというわけにはいかないですが、いま検討会の場で議論になっています。来年度の移動等の円滑化基準の中で最大に近いような課題の一つで挙がってきています。

ただし残念ながら鉄道事業者が一番厳しい状況に置かれています。 ほかのオリンピック・パラリンピックに関わるものについては、IP Cの国際オリンピック・パラリンピック評価への基準がありますので、 それを満たしていかないと駄目ということですので、かなり広くなり ますが、そうではない部分についてが、ちょっと厳しい条件があると 思います。国で、これについては対応しなければいけないということ になるかと思います。それに基づいて埼玉県の条例の整備基準をどう するかということになってくるのかなという感じがします。

それから國松さんがお話になっていましたが、私も実は今日、歩いて来るときに埼玉会館の改修が終わってどうなっているのか気になりながら来ました。埼玉会館のバリアフリー改修、大規模改修をやったときの条件はどうだったのか。県の担当の方からすると、福まち条例の整備基準を満たしていると、そういうことになるかと思いますが、例えば楽屋、舞台、あるいは観客席のサイトラインなど、そういういったことがいまお分かりでしたら、教えていただけますでしょうか。

《事務局(文化振興課)》

文化振興課からお答え申し上げます。

今回の改修工事については、福まち条例の趣旨を尊重しまして、構造上対応可能なものについてはバリアフリー化の工事を進めています。参考までに主な内容を申し上げますと、従来、小ホールホワイエについてはトイレがなく、階段下に下りていかないとトイレがなかったのですが、今回小ホールのホワイエに多目的トイレを含むトイレを造設しました。あと、トイレの温水洗浄便座付きの洋式化、手洗いの自動水栓化。あとは会議室棟のトイレ内にあった段差を解消し、入口にスライドドアを設置しました。同じく会議室棟ですが、トイレの便器周りに手すりを設置しました。あと会議室の入口のドアをレバーハンドル方式に変えました。

大ホールですが、客室内通路への手すりを設置しました。利用者受け付けカウンターにはローカウンターを設置しまして、対話がすぐに、スムーズにできるようにしました。エントランスホールにはインフォメーションカウンターというのを新たに設置しましたので、障害者の方などがお見えになったら、まずはそこで対応できるようにしました。

いま委員さんから、小ホールの舞台へ車椅子の方が直接中からは入れないという問題をご指摘いただきました。これについては、もともと 50 年前に造られたということがあって、構造上どうしても中から車椅子で舞台上に上がることができないということがございました。その点につきましては、できなかったのですが、ご理解を賜りたいと考えております。

《髙橋会長》

小ホールの舞台は、観客席側からは入れるような工夫は。

《事務局(文化振興課)》

それも含めてできなかったんです。スロープもあるのですが、やはり坂が急過ぎたり、天井が低かったりで、根本的に建て直すぐらいになってしまいますので、先ほど申し上げましたように可能な範囲でバリアフリー化をいたしましたので、何とぞご理解を賜りたくお願い申し上げます。

《髙橋会長》

もう供用開始されているんですか。

《事務局(文化振興課)》

工事自体は終わりまして、4月1日からリニューアルオープンになります。

《髙橋会長》

分かりました。そうしましたら、唐突な提案ですが、次回の推進協議会は埼玉会館を使わせていただいて、まずバリアフリーチェックを1時間ほどしてから、会議を残りの1時間でするという計画にしたいと思います。ぜひ事務局でご検討いただければ。

埼玉県が誇る名建築の一つですので、そこを既存の改修で非常に難 しい局面に差しかかって、もともとのデザインを生かしながらという、 非常に全国的にも影響するようなものかと思います。新築であれば、 舞台も当たり前のようにセットできるようになっています。

でも一昨年ですか、長野市の芸術館、槇文彦さんの設計で、サイト ラインを取れなくて、設計事務所が全額負担で改修したという事例も あります。公共ホールや劇場は非常に重要な要素になってくるかと思 います。ぜひ検討をお願いしたいと思います。